

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水:ハザードマップ)

坂井市のハザードマップによると、九頭竜川や竹田川や兵庫川が大雨によって増水し堤防が決壊した場合、九頭竜川に沿った三国、坂井、春江地区及び竹田川に沿った丸岡、三国地区、兵庫川に沿った坂井、三国地区では最大5メートルの浸水被害が予想される。

(土砂災害:ハザードマップ)

坂井市のハザードマップによると、丸岡地区の山沿いや三国地区において土砂災害の恐れのある区域が点々と存在している。

(地震:ハザードマップ)

坂井市地震ハザードマップは地震発生時に想定される震度「揺れやすさマップ」と揺れによる建物の全壊する割合を示した「地域の危険度マップ」から構成されている。揺れやすさマップによると兵庫川に沿った周辺に渡り大きな揺れが想定される。

また地域危険度マップでは三国、坂井、春江、丸岡地区の人口密集地や商店街などにおいて建物の倒壊危険度が高くなっている。

(その他)

平成30年の福井豪雪では、市内全域の坂井市の国道8号線はもとより市内の幹線道路が通行できなくなり、輸送物資等が停滞しライフラインに大きな影響を与えた。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また新型コロナウイルス感染症のような感染症は国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、本市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況(令和6年9月現在)

- ・商工業者数 3,245人
- ・小規模事業者数 2,413人

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
商工業者	建設業	582	507	管内に広く分散している。
	製造業	666	399	各地区に工業団地が点在し大きなものとしては三国地区にテクノポート福井がある
	商業・サービス業	1,997	1,507	管内に広く分散しているが、福井県道29号線沿に集中している。

### (3)これまでの取組

#### 1) 坂井市の取組

- ・地域防災計画の策定、防災訓練の実施、自主防災組織の育成・研修、
- ・情報伝達手段の整備、防災備品の備蓄
- ・新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

#### 2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・商工会災害システムの推進
- ・損保会社と連携した損害保険の加入推進
- ・防災備品の備蓄
- ・坂井市が実施する防災訓練への参加および協力

## II 課題

現状では、

- ・緊急時の取組についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・平時及び緊急時の災害対応を推進するノウハウをもった職員がいない。
- ・災害に対応するための保険や共済に関する助言を行うことができる職員が不足している。

といった課題を抱えている。

・また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

## III 目標

地区内小規模事業者に対し、災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するために、以下のとおり事業者BCPの策定を支援する。

- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市、福井県との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時(感染症は「発生」というタイミングがありません。「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と細分化しておくことも有用。)には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

<目標> 支援により策定された事業者 BCP の件数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
小規模事業者	35件	35件	35件	35件	35件
うち事業継続力強化計画(連携計画含む)	21件	21件	21件	21件	21件
うち事業継続計画	14件	14件	14件	14件	14件
[参考]中小企業(小規模除く)	3件	3件	3件	3件	3件

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに福井県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容および実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

坂井市と綿密な協議を重ね、役割分担を明確化し、職員一同情報を共有することで発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクおよびその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や行政広報、ホームページ、メールマガジン等において、国や福井県、坂井市の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導および助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・台風など事前に大規模な被災の発生が想定される場合はホームページなどほか一斉FAXなどで地区内事業者に対し注意喚起を行うための準備を行って行く。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、平成24年10月策定（令和6年5月更新）事業継続計画（危機管理マニュアル）を作成（別添）。

3) 関係団体等との連携

- ・あいおいニッセイ同和損害保険（株）と連携し、事業継続力に向けた支援や取り組みを検討する。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・定期的に坂井市と状況確認や改善点について協議を行っていく

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード7の地震）が発生したと仮定し、坂井市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

## ＜ 2. 発災後の対策＞

・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

### 1) 応急対策の実施可否の確認

・発災後3時間以内に職員の安否報告を行う。

・SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当市で共有する。）

・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。

・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、坂井市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

### 2) 応急対策の方針決定

・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。

・地区内事業者に被害がある場合は、大まかな被害情報（被災事業所名、住所（町・字名レベル）被害状況（全壊・半壊・一部損壊、床上浸水・床下浸水など）を確認し、災害発生から概ね24時間以内を目安に情報共有する。

・地区内事業者に激甚災害指定の可能性がある大規模な被害がある場合は、地区内事業者の被害額（事業の再建に必要なおおよその推計額）について、概ね1週間以内に情報を共有する。

被害規模の目安は以下を想定

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li></ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"><li>・目立った被害の情報がない。</li></ul>

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～5日間	1日に2回共有する（9時、16時現在）
発災後6日以降	1日に1回共有する（9時現在）

・当市で取りまとめた「例：坂井市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

## ＜ 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告および指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。

・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。

・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。

- ・当会と坂井市が共有した情報を、福井県の指定する以下の様式および連絡体制図により、福井県商工会連合会を經由して福井県産業労働部経営改革課へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を福井県の指定する以下の様式および連絡体制図により、福井県商工会連合会より福井県産業労働部経営改革課へ報告する。

(様式)

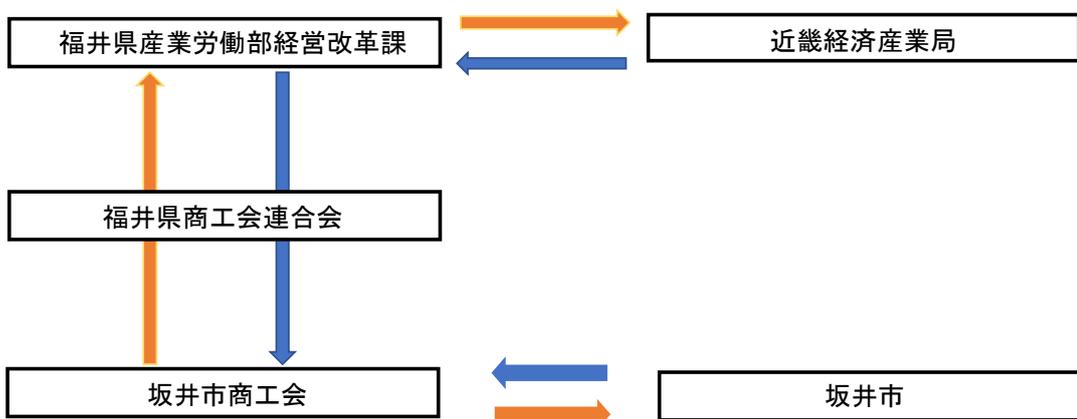
実態調査票

策定者：  
電話番号：

メールアドレス：

事業所名	住所	被害合計金額		(被害額内訳)					被害状況 ※空室・半壊・一部損壊・床上浸水・床下浸水・死者の有無・休業・物流への影響・運転資金等資金繰りへの影響など
		業種 ※任意	従業員数 ※任意	被害額 ※事業の再建に必要な額、おおよそで可	土地 (埋積土砂排除費・整地費) (事業再開費に關する)	建物 (事業再開費に關する)	機械設備	商品、原材料、仕掛品等	
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									

(連絡体制図)



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、坂井市と相談する（当会は、国または福井県の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や福井県、坂井市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

**< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >**

- ・福井県等の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。

**< 6. 被害規模が大きい場合の県内他地域との協力 >**

- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、県内他地域からの応援派遣等を福井県等に相談する。
- ・また、県内他地域が被災し、福井県等から県内他地域への応援派遣等の要請があった場合は、これに可能なかぎり協力する。

**※その他**

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに福井県へ報告する。

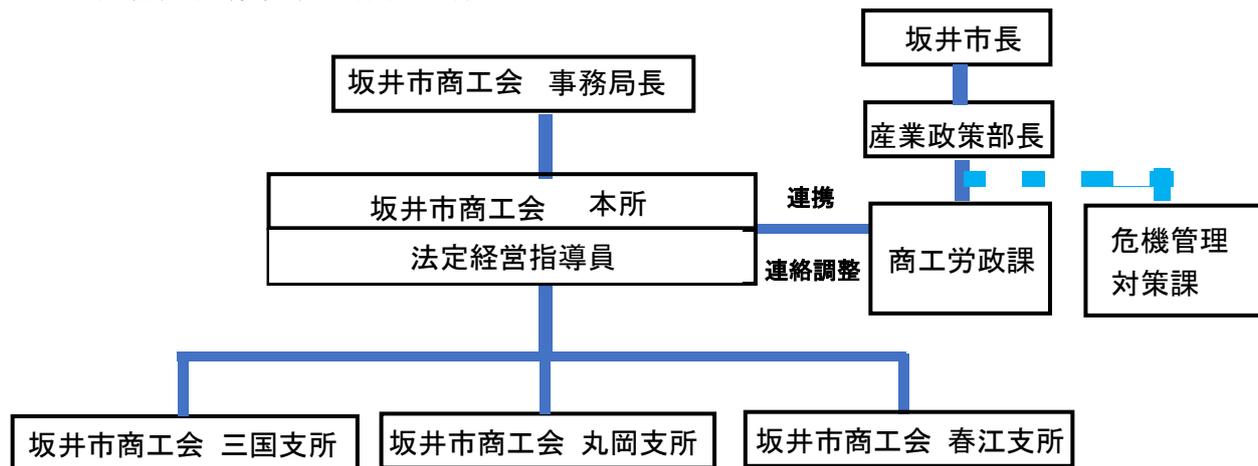
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和6年9月現在)

(1) 実施体制(商工会または商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会または商工会議所と関係市町の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供および助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 三好誠司 (連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供および助言(手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供および助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会/商工会議所、関係市町連絡先

①商工会/商工会議所

坂井市商工会

〒910-3621 福井県坂井市坂井町下新庄第2号10番地1

TEL: 0776-66-3324 / FAX: 0776-67-7023

E-mail: sakaicity@shokokai-fukui.jp

②関係市町

坂井市役所 産業政策部商工労政課

〒910-0592 福井県坂井市坂井町下新庄第1号1番地

TEL: 0776-50-3153 / FAX: 0776-68-0440

E-mail: syoukou@city.fukui-sakai.lg.jp

※ その他 ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに福井県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額およびその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	150	150	150	150	150
・専門家派遣費	0	0	0	0	0
・セミナー開催費	100	100	100	100	100
・パンフ、チラシ 作製費	50	50	50	50	50

調達方法

専門家派遣費については既存事業費（福井県商工会連合会の専門家相談事業など）で調達。  
セミナー開催費やパンフ、チラシ作成費については県補助金で調達予定。

